

建設業関連団体の長 様

和歌山県県土整備部
県土整備政策局技術調査課長

都市住宅局公共建築課長

感染拡大予防ガイドライン遵守の徹底等について

平素は、県行政とりわけ県土整備行政にご協力いただきありがとうございます。

本県では現在、「移行期間中における県民の皆様へのお願い（第10弾）」として、安全な生活・安全な外出をお願いするなど感染予防対策をお願いしており、各事業者に対して全ての業種で県や各業界から示される各ガイドラインを参考に感染拡大予防の徹底をお願いしご協力いただいているところです。

しかしながら、本県の発生状況については、7月9日以降、連日新規感染者が確認されており、7月16日現在で入院中の方が15名となっているなど、新たな感染の拡大に留意すべき状況となってきています。

つきましては、感染拡大予防ガイドライン等の遵守及びポスター掲示、従業員の検温など、感染拡大予防の徹底について改めて各会員の皆様等に周知をよろしく申し上げます。

記

1. 感染拡大予防ガイドライン遵守及びポスターの掲示

- ・業種ごとの感染拡大予防ガイドライン及びポスターテンプレート
(県HP) <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00204243.html>
- ・建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン
(国交省HP) https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000181.html

2. 従業員の検温の実施について

- ・出勤前、従業員自身が自宅にて体温を測定
- ・体温が37.5℃以上の場合又は平熱より明らかに高い等の発熱が認められる場合は、職場に連絡して休暇を取得し、医療機関を受診

県土整備部
技術調査課 技術基準班
TEL 073-441-3083
公共建築課企画保全班
TEL 073-441-3242